

第147号議案

使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例
(警察関係部分)

1 制定の理由

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により、都道府県公安委員会の許可を受けた者が所持する場合等を除き、クロスボウの所持が禁止されることに伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行う。

2 制定の概要

クロスボウの所持の許可申請等に係る警察手数料は、次のとおりとする（別表6の部関係）。

クロスボウに係る手数料の新設	
クロスボウ射撃資格認定申請手数料	
クロスボウ射撃指導員の指導の下に射撃練習を行う資格の認定申請	9,300円
同時に2人以上のクロスボウ射撃指導員について行う認定申請で2人目以降の認定申請	5,600円
取扱講習受講手数料	
クロスボウの新規の所持許可に係る初心者講習受講申請	6,900円
クロスボウの所持許可の更新に係る経験者講習受講申請	3,000円
所持許可併記申請手数料	
クロスボウの所持許可の追加申請	6,800円
2台以上同時に追加する際の2台目以降の申請	4,300円
銃砲刀剣類等所持許可更新申請手数料	
クロスボウの許可証の交付を伴う更新申請	7,200円
2台以上同時に行う更新申請で2台目以降の更新申請	4,800円
併記申請と同時に行う更新申請	
クロスボウの許可証の交付を伴わない更新申請	6,800円
2台以上同時に行う更新申請で2台目以降の更新申請	4,400円
併記申請と同時に行う更新申請	
手数料名称を変更しクロスボウを追加	
銃砲刀剣類等所持許可申請手数料	
銃砲等又は刀剣類の新規所持許可申請	10,500円
銃砲等又は刀剣類の新規所持許可申請と同時に他の銃砲等又は刀剣類の新規所持許可申請	6,700円
国際競技に参加するため入国する外国人が行う銃砲等又は刀剣類の所持許可申請	3,900円
2台以上同時に申請する際の2台目以降の所持許可申請	1,800円
銃砲刀剣類等所持許可証書換え手数料	
住所変更等による所持許可証の記載事項の書換え申請	1,800円
銃砲刀剣類等所持許可証再交付手数料	
亡失等による所持許可証の再交付申請	1,900円

3 改正案

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和4年3月15日

新旧对照表

新旧対照表

現 行

別表 (第 2 条関係)

1 ~ 5 (略)

6 銃砲刀剣類所持等取締法に関する警察手数料

名称	警察手数料を納めなければならない者		金額
(1) <u>銃砲刀剣類所持許可申請手数料</u>	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下この部において「法」という。)第4条第1項又は第6条第1項の規定に基づき銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者	法第4条第1項の規定に基づき銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合	10,500円(同時に他の法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係るものにあつては、6,700円)
		法第6条第1項の規定に基づき銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合	3,900円(同時に他の法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係るものにあつては、1,800円)
(略)	(略)		(略)
(2) 取扱講習受講手数料	法第5条の3第1項の規定に基づき講習会の講習を受けようとする者	現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者に対する講習会の講習を受けようとする場合	3,000円
		その他の者に対する講習会の講習を受けようとする場合	6,900円

改 正 案

別表 (第 2 条関係)

1 ~ 5 (略)

6 銃砲刀剣類所持等取締法に関する警察手数料

名称	警察手数料を納めなければならない者		金額
(1) <u>銃砲刀剣類等所持許可申請手数料</u>	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下この部において「法」という。)第4条第1項又は第6条第1項の規定に基づき銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者	法第4条第1項の規定に基づき銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合	10,500円(同時に他の法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係るものにあつては、6,700円)
		法第6条第1項の規定に基づき銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする場合	3,900円(同時に他の法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係るものにあつては、1,800円)
(略)	(略)		(略)
(2) 取扱講習受講手数料	法第5条の3第1項の規定に基づき <u>猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会</u> の講習を受けようとする者	現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者に対する講習会の講習を受けようとする場合	3,000円
		その他の者に対する講習会の講習を受けようとする場合	6,900円
		法第5条の3の2第1項の規定に基づき <u>クロスボウの取扱いに関する講習会</u> の講習を受けようとする者	3,000円
		その他の者に対する講習会の講習を受けようとする場合	6,900円

新旧対照表

現 行			
(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 所持許可併記申請手数料	法第7条第1項ただし書の規定に基づき猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者	6,800円(同時に他の猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係るものにあつては、4,300円)	
(5) <u>銃砲刀剣類所持許可証書</u> 換え手数料	法第7条第2項の規定に基づき許可証の書換えを受けようとする者	1,800円	
(6) <u>銃砲刀剣類所持許可証再</u> 交付手数料	法第7条第2項の規定に基づき許可証の再交付を受けようとする者	1,900円	
(7) <u>銃砲刀剣類所持許可更新</u> 申請手数料	法第7条の3第2項の規定に基づき猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者	7,200円(同時に他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係るもの及び同時に猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係るものにあつては、4,800円)	
	新たな許可証の交付を伴わない更新を受けようとする場合	6,800円(同時に他の猟銃又は空気銃	

改 正 案			
(略)	(略)	(略)	(略)
(4) 所持許可併記申請手数料	法第7条第1項ただし書の規定に基づき猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者	6,800円(同時に他の猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係るものにあつては、4,300円)	
	<u>法第7条第1項ただし書の規定に基づきクロスボウの所持の許可を受けようとする者</u>	<u>6,800円(同時に他のクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他のクロスボウの所持の許可の申請に係るものにあつては、4,300円)</u>	
(5) <u>銃砲刀剣類等所持許可証</u> 書換え手数料	法第7条第2項の規定に基づき許可証の書換えを受けようとする者	1,800円	
(6) <u>銃砲刀剣類等所持許可証</u> 再交付手数料	法第7条第2項の規定に基づき許可証の再交付を受けようとする者	1,900円	
(7) <u>銃砲刀剣類等所持許可更新</u> 申請手数料	法第7条の3第2項の規定に基づき猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者	7,200円(同時に他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係るもの及び同時に猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係るものにあつては、4,800円)	
	新たな許可証の交付を伴わない更新を受けようとする場合	6,800円(同時に他の猟銃又は空気銃	

新旧対照表

現 行	
	<p>の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係るもの及び同時に猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係るものにあつては、4,400円)</p>

改 正 案	
	<p>の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係るもの及び同時に猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係るものにあつては、4,400円)</p>
<p><u>法第7条の3第2項の規定に基づきクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者</u></p>	<p><u>新たな許可証の交付を伴う更新を受けようとする場合</u></p> <p>7,200円(同時に他のクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他のクロスボウの所持の許可の更新の申請に係るもの及び同時にクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該クロスボウの所持の許可の更新の申請に係るものにあつては、4,800円)</p>
	<p><u>新たな許可証の交付を伴わない更新を受けようとする場合</u></p> <p>6,800円(同時に他のクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他のクロスボウの所持の許可の更新の申請に係るもの及び同時にクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該クロスボウの所持の許可の更新の申請に係るもの)</p>

新旧対照表

現 行			
(略)	(略)	(略)	
(13) 年少射撃資格講習受講手数料	法第9条の14第1項の規定に基づき年少射撃資格の認定のための講習会の講習を受けようとする者	9,800円	
7～13	(略)		

改 正 案			
			<u>の</u> にあつては、 <u>4,400円</u>)
(略)	(略)	(略)	
(13) 年少射撃資格講習受講手数料	法第9条の14第1項の規定に基づき年少射撃資格の認定のための講習会の講習を受けようとする者	9,800円	
<u>(14) クロスボウ射撃資格認定申請手数料</u>	<u>法第9条の16第1項の規定に基づきクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者</u>		<u>9,300円</u> (同時に他のクロスボウ射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他のクロスボウ射撃資格の認定の申請に係るものにあつては、 <u>5,600円</u>)
7～13	(略)		

第 149 号議案

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行う。

2 制定の概要

ストーカー行為等の規制等に関する法律の引用する条文を次のとおり改める（第 10 条の 2 関係）

現 行	改正案
(嫌がらせ行為の禁止等) 第 10 条の 2 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、執ように又は反復して行う次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号） <u>第 2 条第 3 項</u> に規定するストーカー行為を除く。以下「嫌がらせ行為」という。）をしてはならない。 (1)～(8) 略 2・3 略	(嫌がらせ行為の禁止等) 第 10 条の 2 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、執ように又は反復して行う次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号） <u>第 2 条第 4 項</u> に規定するストーカー行為を除く。以下「嫌がらせ行為」という。）をしてはならない。 (1)～(8) 略 2・3 略

3 施行期日

公布の日

閉会中の継続調査事件一覧

令和3年度

警察常任委員会

件名	項目	調査理由
1 警察組織・活動基盤の整備充実について	1 警察組織・活動基盤の整備充実について 2 県民の理解と協力の確保について	県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、警察組織の総合力を発揮した取組が必要である。このため、時代の変化と新たな治安情勢に的確に対応するための警察組織の人的、物的基盤の整備状況について調査する。 また、警察活動には県民の理解と協力が不可欠であることから、県民の視点に立った各種警察活動の推進状況について調査する。
2 重要犯罪の徹底検挙について	1 重要犯罪の情勢とその対策について	重要犯罪は県民に大きな不安を与える犯罪であることから、早期解決に向け、徹底した捜査を推進していくことが必要である。そこで、重要犯罪等の情勢と検挙に向けた取組について調査する。
3 暴力団の壊滅と組織犯罪対策の推進について	1 組織犯罪対策の推進について	指定暴力団六代目山口組、神戸山口組及び絆會を壊滅するため、取締りと暴力団排除を連動させた総合的な対策が必要である他、社会にとって大きな脅威となっている暴力団等の組織が関与する薬物・銃器犯罪への対策が喫緊の課題であることから、暴力団を始めとする犯罪組織の壊滅に向けた対策の推進について調査する。また、在留外国人に係る犯罪被害の防止や外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透の防止等を図る必要があることから、部門間連携による国際犯罪組織の実態解明と徹底した取締りの推進状況について調査する。
4 サイバーセキュリティ対策の推進について	1 サイバーセキュリティ対策の推進について	インターネットは県民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今や、サイバー空間は県民の日常生活の一部となっている。こうした中、県民の日常生活に不安を与えるサイバー犯罪や重要インフラ事業者及び先端技術を有する企業等に対するサイバー攻撃が続発している。そこで、令和2年9月に新設した「サイバーセキュリティ・捜査高度化センター」の取組、サイバー犯罪の徹底した取締り、サイバー攻撃事案における対処能力の強化、実態解明、官民連携による総合的なサイバーセキュリティ対策の推進状況について調査する。
5 人身安全関連事案への的確な対応と特殊詐欺対策を始めとする地域の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進について	1 人身安全関連事案への的確な対応及び特殊詐欺の撲滅など、犯罪の未然防止に向けた取組の推進について 2 住民に身近な地域警察活動の推進について	ストーカー・DV事案、虐待事案等の人身安全関連事案は、事態の急展開で重大事件に発展する危険性を内に秘めた事案であり、被害者等の安全確保を最優先に対応することが必要である。そこで、関係機関との連携を含めた対応状況について調査する。 また被害が多発している特殊詐欺対策等の強化は喫緊の課題となっている。そこで、特殊詐欺の撲滅など、犯罪の未然防止に係る活動の推進状況等について調査する。 地域警察活動は、事件・事故への初動対応からあらゆる相談まで多岐にわたる警察活動の基礎であり、交番・駐在所の警察官が地域住民の生活の中に溶け込み、地域住民の目線で献身的な地域警察活動を展開することが、県民の体感治安の向上につながる。そこで、県民の安全安心を支える地域警察活動の推進状況について調査する。
6 少年の非行防止と健全育成に向けた総合対策の推進について	1 少年の非行防止と健全育成に向けた総合対策の推進について	少年の健全な育成を図るためには、非行少年等の検挙、補導活動を強化するとともに、少年の非行防止と保護対策に向けた取組と少年の性被害防止対策や少年を取り巻く有害環境浄化活動等について、学校その他の関係機関と連携して推進する必要がある。 そこで、少年の健全育成対策の推進状況について調査する。
7 安全・安心・快適な交通社会の実現について	1 快適な交通環境づくりの推進について 2 交通事故防止対策の推進について	安全・安心・快適な交通社会を実現するためには、交通実態の的確な把握、分析に基づき、高齢者対策、自転車総合対策、悪質・危険運転者対策、合理的な交通規制と交通安全施設の重点的な整備等の総合的な交通対策を推進していく必要がある。 そこで、交通事故防止対策をはじめ、交通安全教育、交通指導取締りの推進状況、更には交通安全施設の整備など、安全で快適な交通環境づくりの推進状況について調査する。
8 テロ対策、大規模災害対策等の推進について	1 テロ対策、大規模災害対策等の推進について	テロ情勢は依然として厳しく、また、大規模な自然災害や事故災害等への的確な対応が求められる中、これら事案から県民の安全を守るため、危機管理能力を向上させる必要がある。 そこで、テロ対策、大規模災害対策等の推進状況について調査する。